事 務 連 絡
令和７年７月１日

評議員（支部長）各位

大阪府本田あきこ後援会

各種ポスターの取扱いについて

平素は本後援会の活動に毎々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、これまでにお送りいたしました各種ポスターの取扱いにつきまして、下記を確認の上、ご対応下さるようお願い申し上げます。

記

各種ポスター掲示可否	室内ポスター	自民党演説会告知ポスター	選挙ポスター
7月2日(水)まで	○	○	×
選挙期間中	※	×	○

※室内ポスターの選挙期間中の掲示について
調剤室内や会議室内等不特定多数の目に触れない場所に掲示している場合は剥がす必要はありません。ただし、選挙期間中の配布はできません。

【重要】
自民党演説会告知ポスターは7月2日(水)までに撤去されるようご周知願います。

政治活動用各資材（自民党演説会告知ポスター、三つ折りパンフレット、本田あきこ名刺型資料等）はいずれも後援会活動期間内での利用に限られているため、参議院選挙公示日以降は利用できなくなります。また、選挙期間中に利用できる紙媒体の文書は選挙ハガキ、選挙ポスター、選挙ビラのみとなっており、事務連絡文書を含む選挙関連の通知文書も制限されますので、充分ご留意願います。